

## 慶弔規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下、「本会」という）の慶弔についての必要な事項を定める。

### (支給基準)

第2条 本会会員が次の事項に該当した場合は、慶弔金等を支給できる。

会員本人の死亡 生花または花輪1対・弔慰金（10,000円）・弔電

会員の自宅の災害 見舞金（被害の程度に応じ理事会で検討して金額を定める）

- 2 本会役員等の配偶者または血族1親等が死亡した場合は、会長または副会長の判断により必要な対応をすることができる。
- 3 会員外で本会に貢献のあった個人及び法人又はその役員等に、死亡、結婚、災害等が生じた場合は、会長または副会長の判断により必要な対応をすることができる。
- 4 これらの結果は、後日理事会に報告を行う。

### (申告)

第3条 第2条に該当した場合は、原則として会員が本会職能局へ自己申告するものとする。

但し、本人の死亡や、やむを得ない事情の場合は、第三者による代理申告でも良いこととする。

- 2 職能局は、申告内容に基づき必要な対応を行うとともに、会長に報告する。

### (弔問・見舞)

第4条 会長、副会長、職能局長のいずれかの者は、当該者に対し弔問または見舞を行う。

- 2 会長らが訪問できない場合は、理事が代理を務める。

### (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

### 附則

- 1 この規程は、平成8年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成15年4月1日より一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成17年10月1日より一部改正により施行する。
- 4 この規程は、平成28年4月1日より一部改正により施行する。